

奈良歯科衛生士専門学校 学則

第 1 章 総 則

(設置目的)

第 1 条 本校は教育基本法、学校教育法及び歯科衛生士法に基づき歯科衛生士として必要な知識と技能を修得させ、有能な歯科衛生士の養成向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は奈良歯科衛生士専門学校（以下「本校」という）と称する。

(位 置)

第 3 条 本校は奈良市二条町二丁目 9 番 2 号に置く。

(設 置 者)

第 4 条 本校は一般社団法人奈良県歯科医師会が設置経営する。

(課程、学科、修業年限及び定員)

第 5 条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課 程	学 科	修業年限	入学定員	総定員	備考
歯科衛生士 専門課程	歯科衛生士 学 科	3 年	35 名	105 名	昼間

(学校評価)

第 6 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について毎年度自ら点検及び評価を行う。

2 前項の評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第 2 章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第 7 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(学 期)

第 8 条 学年は次の 2 期に区分する。

(1) 前 期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

(2) 後 期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休 業 日)

第 9 条 本校の休業日は次のとおりとする。ただし、教育上の必要により、休業中に実習その他の授業を課すことがある。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)で規定する休日

(3) 夏期休業 7 月 21 日から 8 月 31 日まで

(4) 冬期休業 12 月 21 日から 1 月 9 日まで

(5) 春期休業 3月21日から4月9日まで

(6) 開校記念日 1月16日

2 学校長は必要に応じ前項第3号から第5号までの休業期間を変更し、また臨時に休業日を定めることができる。

第3章 教育課程及び単位数

(教育課程及び単位数)

第10条 本校の教育課程及び単位数、授業時間数は別表のとおりとする。

ただし、学校長が必要と認めたときは、随時学科目外の講義を行うことができる。

(単位の計算方法)

第11条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、次の基準により計算するものとする。

2 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める授業をもって、1単位とする。

3 実習、実技及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める授業をもって、1単位とする。

4 臨地実習については、45時間までの範囲で定める実習をもって、1単位とする。

第4章 成績の評価及び単位認定

(成績の評価及び単位認定)

第12条 学校長は、成績の評価については、学科試験、実習の評価、出席状況等により総合的に行い、合格した学生に所定の単位を与える。

2 各授業科目に係る出席時間数が所定の授業時間数の3分の2に達しない者については、成績の評価を受けることができない。

3 臨地・臨床実習を欠席した者は、補習を受けなければならない。

4 前項に定めるもののほか、成績の評価に関し必要な事項は、学校長が定める。

(入学前に修得した単位の認定)

第13条 学校長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる者が本校に入学する前に修得した単位(以下「入学前の既修単位」という)について、本校において修得した単位とみなすことができる。

(1) 大学等において別表に規定する基礎分野の授業科目に係る単位を修得し、当該大学等を卒業した者(本人からの申請があった場合に限る)

(2) 前号に定めるもののほか、入学前の既修単位の認定に関し必要な事項は、学校長が定める。

第5章 入学・転入学・休学・退学・進級・卒業

(入学時期)

第14条 入学の時期は、学年の初めとする。

(入学資格)

第15条 本校に入学する資格のある者は、学校教育法第90条第1項に該当する者と

する。

(入学試験)

第 16 条 本校において入学試験は学校長推薦入学試験、社会人推薦入学試験、一般入学試験とする。

2 試験の実施については別に定める。

(入学志願手続)

第 17 条 入学志願者は、定められた期日内に別に定める細則による入学志願手続を済まさなければならない。

(入学手続)

第 18 条 入学試験に合格した者は、学校長が入学を許可するものとする。

2 本校に入学を許可された者は、保証人 2 名を定め、所定の誓約書に必要な学納金を添えて学校長に提出しなければならない。

3 卒業見込で受験した者は、卒業証明書を提出しなければならない。

4 第 2 項又は第 3 項の手続きを怠り、又は入学期日に許可無く出席しない場合は、入学許可を取り消すことがある。

(保証人)

第 19 条 第 18 条第 2 項に規定する保証人 2 名の内 1 名は保護者又は後見人若しくは、近親者であって独立の生計を営む者とする。

2 保証人は、保証する学生が在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うこととする。

3 保証人が死亡し、又はその他の理由で責務を果たすことが出来ない場合は、直ちに新たな保証人を定めて届け出なければならない。

(変更の届出)

第 20 条 本人及び保証人が届け出ている内容に変更があった場合は直ちに学校長に届出なければならない。

(転入学)

第 21 条 学校長は、現に所属責任者の承諾書を添えて転入学を希望する者がある時は、現に在学する学校または養成所の授業科目及び単位数ならびにその者の履修状況が本校と同程度であると認め、かつ、欠員がある場合に限り選考の上、学年の始めにこれを許可することができる。

2 前項の許可を受けようとする者は、転入学願書を学校長に提出しなければならない。

3 第 1 項の許可を受け転入学しようとする者は、所定の学納金を納付しなければならない。

(欠 席)

第 22 条 学生が欠席する場合は、欠席届を学校長に提出しなければならない。

ただし、病気による欠席日数が 1 週間以上であるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(休 学)

第 23 条 学生が休学する場合は、休学届に理由書又は診断書を添えて学校長に提出し、

許可を受けなければならない。

- 2 休学期間は1年以内とする。
- 3 休学中においても授業料は納入しなければならない。
- 4 休学の期間は、第25条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第24条 復学を希望する者は、復学届を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

ただし、疾病により休学していた場合は、診断書を添付しなければならない。

- 2 前項の場合は休学時の学年に復学する。

(在学期間)

第25条 本校の在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることはできない。

ただし、同一学年の在学は2年以内とする。

(退学)

第26条 学生が退学する場合は、退学届を学校長に提出して許可を受けなければならない。

(進級・卒業)

第27条 学校長は、教員会を経て、第10条に定める学科課程を履修した学生の進級・卒業を認定する。

- 2 学校長は、卒業を認定した学生に対し、卒業証書を授与し、学校教育法第131条の2及び学校教育法施行規則第186条に基づき、専門士(医療専門課程)の称号を授ける。

第6章 学費等学生負担金

(学納金)

第28条 入学検定料等学生が負担しなければならない経費は次のとおりとする。

(1) 入学検定料	15,000円
(2) 入学金	200,000円
(3) 授業料(年額)	500,000円
(4) 実習費(年額)	220,000円
(5) 施設維持費(年額)	50,000円
計	985,000円

- 2 教科書、実習器材費、制服代等の実費については別に学生が負担するものとする。
- 3 すでに納入した入学検定料及び入学金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。
- 4 入学を辞退する者は入学辞退届を提出しなければならない。尚、納付した授業料、実習費等については入学する年の3月末日までに入学を辞退した場合に限り、これを返還する。

(納付期日)

第29条 入学者は前条に定める学納金を学校長が指定した期日までに納付しなければならない。

第 7 章 教職員の組織

(教職員)

第 30 条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 学校長 1 名
- (2) 副校長 1 名
- (3) 専任教員 4 名以上 (うち 1 名は教務主任とする)
- (4) 講師 若干名
- (5) 事務職員 1 名以上 (うち 1 名は専任とする)

第 8 章 委員会

(教員会)

第 31 条 本校に教員会を置く。

2 教員会に必要な事項は別に定める。

(役員会)

第 32 条 本校の管理、運営は奈良県歯科医師会役員会が行う。

2 運営に関する事項は別に定める。

第 9 章 賞 罰

(表彰)

第 33 条 学校長は学業、品行共に優秀で他の模範となる学生を表彰することができる。

2 当該学年を終り、その間皆出席した者を表彰することができる。

(懲戒)

第 34 条 学校長は学則その他の規定に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、教員会を経てその学生を懲戒することができる。

2 懲戒は訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は次の各号に該当する場合に限る。

- (1) 素行不良で改悛の見込のない者。
- (2) 病気又は成績不良で卒業見込のない者。
- (3) 正当なる理由なく出席が常でない者。
- (4) 本校に納付すべき授業料等を許可なく滞納した者。

第 10 章 健康管理

(健康診断)

第 35 条 健康診断は毎年 1 回別に定めるところにより実施する。

第 11 章 雑 則

第 36 条 学則の施行について必要な細則は学校長が定める。

附 則

- 1 この学則は平成 5 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この学則の施行日（以下「施行日」という。）の前日に、現に奈良歯科衛生士学院（以下「旧学院」という。）第 1 学年に在学する者は、施行日に奈良歯科衛生士専門学校（以下「新校」という。）の第 2 学年に編入するものとする。
- 3 前項の規定により、新校の第 2 学年に編入される者については、旧学院において在学した期間及び取得した単位数は、新校において在学した期間及び単位数とみなす。
- 4 この学則は平成 10 年 4 月 1 日より施行する。
- 5 この学則は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
- 6 この学則は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
- 7 この学則は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。ただし平成 29 年 4 月 1 日以前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 8 この学則は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。ただし令和 2 年 4 月 1 日以前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 9 この学則は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。ただし令和 3 年 4 月 1 日以前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 10 この学則は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
- 11 この学則は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。ただし令和 7 年 4 月 1 日以前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 12 この学則は令和 8 年 4 月 1 日より施行する。ただし令和 8 年 4 月 1 日以前に入学した者については、なお、従前の例による。

表 3 年制課程 教育課程及び単位数、授業時間数

教育課程及び単位数、授業時間数

分野	教育内容	学科名	単位数	授業時間数	1年	2年	3年	備考	
基礎分野	科学的思考の基盤	生物学	2	32	32				
		化学	2	32	32				
		基礎数学	1	16	16				
	人間と生活	心理学	1	16	16				
		人間関係論	1	16	16				
		社会学	1	16	16				
		英語 I	1	24	24				
		英語 II	1	20		20			
		国語表現	1	16	16				
		小計	11	188	168	20	0		
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学・組織発生学	2	48	48				
		生理学	1	24	24				
		生化学	1	16	16				
		栄養学	1	16	16				
	歯・口腔の構造と機能	口腔解剖・組織学	3	60	60				
		口腔生理学	1	24	24				
		口腔生化学	1	16	16				
	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	病理学	2	48	48				
		微生物学	2	48	48				
		薬理学	2	32	32				
		医学概論（内科学含む）	1	20	20				
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	衛生学・公衆衛生学	2	40	40				
		口腔衛生学 I	2	40	40				
		口腔衛生学 II	2	32	32				
		衛生行政	1	16		16			
		社会福祉	1	16		16			
	小計	25	496	464	32	0			
	専門分野	歯科衛生士概論	歯科衛生士概論 I	1	16	16			
			歯科衛生士概論 II	1	16	16			
		臨床歯科医学	保存修復学	1	24		24		
歯内治療学			1	24		24			
歯周病学			1	24		24			
歯科補綴学			1	28		28			
口腔外科学			1	28		28			
小児歯科学			1	24		24			
歯科矯正学			1	24		24			
歯科放射線学			1	24		24			
麻酔・全身管理学 (救急蘇生法含む)			1	20		20			
総合領域 I			2	48			48		

分野	教育内容	学科名	単位数	授業 時間数	1年	2年	3年	備考
	歯科予防処置論	歯科予防処置論Ⅰ	2	40	40			
		歯科予防処置論Ⅱ	2	60		60		
		歯科予防処置論Ⅲ	2	64	64			
		歯科予防処置論Ⅳ	3	96		96		
		歯科予防処置論Ⅴ	1	30			30	
		総合領域Ⅱ	1	16			16	
	歯科保健指導論	歯科保健指導論Ⅰ	2	40	40			
		歯科保健指導論Ⅱ	2	60	60			
		歯科保健指導論Ⅲ	3	66		66		
		歯科保健指導論Ⅳ	1	30			30	
		総合領域Ⅲ	1	24			24	
	歯科診療補助論	歯科診療補助論Ⅰ	2	32	32			
		歯科診療補助論Ⅱ	1	40	40			
		歯科診療補助論Ⅲ	2	60		60		
		歯科診療補助論Ⅳ	2	52		52		
		臨床検査	1	16		16		
		歯科材料学Ⅰ	1	24		24		
		歯科材料学Ⅱ	1	40		40		
		感染予防	1	16		16		
		高齢者歯科	1	28		28		
		摂食嚥下リハビリテーション学	1	16			16	
		障害者歯科	1	20		20		
		総合領域Ⅳ	1	16			16	
		臨地・臨床実習	臨床実習Ⅰ(医院見学)	1	45	45		
	臨床実習Ⅱ (大学病院・病院)		5	225			225	
	臨床実習Ⅲ(歯科医院)		5	225		225		
	臨床実習Ⅳ(歯科医院)		7	315			315	
	臨地実習		2	90			90	
	小計		68	2086	353	923	810	
	選択必修分野	介護技術	1	16		16		
		看護概論	1	20		20		
		あきしの研究	2	40		40		
情報処理		1	20	20				
保険請求事務		1	16			16		
接遇マナー		1	16	16				
音楽		1	16	16				
体育		1	16	16				
小計		9	160	68	76	16		
	合計	113	2930	1053	1051	826		